

(農林水産省) ※消費・安全局消費者情報官

地方農政局等及び地域センターにおけるコミュニケーション、消費者  
相談及び食育の各業務の推進について

地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)及び地域センターにおける、コミュニケーション(農林水産省の所掌事務に関する消費者その他の関係者との情報及び意見の交換をいう。以下同じ。)、消費者相談及び食育の各業務の推進について、下記のとおり留意事項を取りまとめたので通知する。

本通知の施行に伴い、「地方農政局及び地域センターにおけるコミュニケーション、消費者相談及び食育の各業務の推進について」(平成17年3月31日付け16消安第10756号農林水産省消費・安全局消費者情報官通知)及び「食品安全情報等の提供について」(平成16年3月26日付け15消安第7429号農林水産省消費・安全局消費者情報官通知)を廃止する。

本内容について、管内地域センター長への通知をお願いします。

施行注意

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては、( ) ※を記載し、下線部を削除する。

記

1 趣旨等

地方農政局等及び地域センターにおけるコミュニケーション、消費者相談及び食育の各業務については、国民の信頼の確保、食や農林水産業への理解増進及び食と農の結びつきの強化を図る観点から、地域住民の視点に立って各種の取組を実施することが求められている。

このため、地方農政局等及び地域センターにおいては、地方公共団体の業務との重複に配慮しながら連携し、別途通知する場合を除き、本通知に留意しつつ一

層効率的かつ効果的に業務を推進する。

なお、2のうち担当者設置、緊急時情報提供、食品安全に係る会合形式のコミュニケーションの実施及び当方への報告に関する部分、3（（1）を除く。）、4のうち担当者設置及び（1）のア並びに各業務に係る関係行政機関及び団体との調整については、必ず実施することとし、その他については、本通知に定める業務以外の消費・安全業務に考慮しつつ、弾力的に対応する。

## 2 地域における有効なコミュニケーションの推進

地方農政局等及び地域センターにおけるコミュニケーションの推進については、消費者団体等に対する情報提供、意見交換等を実施してきたところである。引き続き、地域の関係者と行政との信頼関係を構築しつつ、次に掲げる点に留意して対応されたい。

- (1) 各地域センターの農畜産安全管理官（主任農畜産安全管理官を含む。以下同じ。）のうち、担当者（コミュニケーションの推進に係る業務の担当となる者をいう。以下同じ。）を定めること。また、本省で行うコミュニケーションについての研修機会等を活用することにより、人材の育成を図ること。
- (2) 緊急時の迅速かつ的確な情報提供はもとより、平時においても遅滞なく情報提供や積極的な意見交換を実施することにより、地方厚生局、地方公共団体等の関係行政機関、地域の消費者団体、生産者団体、食品事業者団体等と必要な連携を図ること。
- (3) (2)の情報提供に関して、消費・安全局の所掌事務に関する情報のうち、国民の食生活に影響が大きく消費者等に対して広範かつ確実に提供すべきものについては、別紙1を参考とし、必要な機関、団体等に対して遺漏なく行うこと。
- (4) 地方農政局消費・安全部消費生活課、北海道農政事務所消費・安全部消費生活課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課は、年1回以上、食品安全の知識の普及を目的とする会合形式のコミュニケーションを実施すること。
- (5) 地方農政局等及び地域センターにおいて会合形式のコミュニケーションを開催する場合は、「コミュニケーションの手引き」（平成22年1月農林水産省消費・安全局）を参考に行うこと。

(6) 地域センターが会合形式のコミュニケーションを主催する場合、所轄の地方農政局等消費・安全部消費生活課に、開催テーマ、外部講師、資料、プレスリリース等を事前に協議されたい。地方農政局等消費・安全部消費生活課は(7)の留意点を考慮しつつ、必要に応じ地域センターに助言すること。

(7) 担当者は、コミュニケーションの企画段階から地方農政局等担当課又はトレーナー（食品安全行政担当者研修トレーナーコースを受講し認定を受けた者とするが、フォローアップコース修了者が望ましい。以下同じ。）と連携し、開催準備を進めること。農林水産省の組織として主催することを意識し、以下の点に留意して企画・実施すること。

- ① テーマの選定に当たっては、農林水産省の地方組織が主催する会合としてふさわしい内容とすること。
- ② 幅広く意見が交換され、客観性と中立性のあるコミュニケーションとなるよう配慮すること。
- ③ 外部講師を活用する場合は、客観性と中立性のある意見・情報の交換を行う観点で人選すること。なお、外部講師の専門性、意見及び主張を把握するとともに、会合の趣旨を外部講師と事前に共有すること。
- ④ 食品安全に関する情報提供や意見交換会のために作成する資料については、あらかじめ地方農政局等担当課又はトレーナーの確認を受けること。

(8) 地方農政局等及び地域センターが会合形式のコミュニケーションを実施した場合は、地方農政局等が、管内における実施状況を取りまとめ、実施月の翌月 10 日までに消費者情報官へ別紙 2 により報告すること。なお、消費者情報官は地方農政局等からの実施状況を取りまとめ、毎月、地方農政局等担当課へ情報提供する。

### 3 多様化する消費者相談に対してより適切に対応できる体制の整備

地方農政局等及び地域センターにおける消費者相談の対応については、「消費者相談対応マニュアル」（平成 15 年 9 月 4 日付け 15 消安第 1471 号農林水産省消費・安全局消費者情報官通知）等を踏まえ対応してきたところである。このような中、①口蹄疫、鳥インフルエンザ、大規模災害発生等の緊急時の相談対応、②食品の安全性や食料自給率等の消費者の食への関心の高まりによる多様な相談への対応、③公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）を踏まえた労働者等からの公益通報への対応等、それぞれ適切な対応が求められている。このため、消費者相談の業務においては、次に掲げる点に留意して対応されたい。

- (1) 地域センターにおいては、「消費者相談等関係事務処理要領」（昭和 63 年 12 月 15 日付け 63 食流第 5518 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、引き続き「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」の開設に努めること。
- (2) 「消費者相談対応マニュアル」に基づき、地域センターの農畜産安全管理官のうち、消費者相談担当者を定めること。
- (3) 相談業務は、質問へ対応するという受身的な業務だけでなく、消費者安全法に係る消費者事故情報等の危害情報や公益通報の第一報に接する立場でもある。そのため、相談者がどのような問題意識を持ち何を知りたいのか、どのような情報を行政に伝えようとしているのか等を常にとらえるよう留意しながら、迅速かつ適切な対応に努めること。なお、相談内容によっては個人情報等が含まれる場合があり、個人情報の管理については、「消費者相談対応マニュアル」に基づき適切な管理を行うこと。
- (4) 相談業務に携わる者は、本省で行う研修機会の活用、随時送付する各種資料の入念な確認等各自研鑽を図ること。
- (5) 情報の多様化に対応するため、地方農政局等及び地域センター内の各部署との日頃の連携はもとより、本省、他省の出先機関、地方公共団体等の関係行政機関に対しても必要な情報を積極的に提供するとともに、これらの機関からの情報収集を行う等、関係行政機関との一層の連携強化を図ること。また、消費者向けの基本的な情報や、消費者からのよくある質問への応答等を集めた消費者相談情報データベースも活用すること。

#### 4 関係者と連携した地域における食育の推進

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第 1 項に基づき作成された食育推進基本計画（第 1 次及び第 2 次）に基づき、内閣府、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係府省庁が連携して、食育を推進してきた。農林水産省としては、食料の生産から消費までを所管する立場から、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定）を踏まえつつ、生産、流通、消費の各段階を通じた食育の取組を推進してきたところである。平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を 5 年後に 35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしている。

また、同年 12 月には、農林水産業・地域の活力創造本部において、官邸プラン（農林水産業・地域の活力創造プランをいう。以下同じ。）が決定され、国内

外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとされたところであり、現在、官邸プランにおいて示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が進められている。

さらに、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、国民の日本食文化についての再認識を促し、次世代に向けて保護・継承していくきっかけとしていくことが重要である。

これらに向けた取組を進め、食料の生産から消費の各段階にわたる食育を国民運動として展開し、各年代の国民に対して食や農林水産業への理解を増進していくことが必要となっている。以上を踏まえ、地方農政局等及び地域センターにおける食育の推進に関する基本的事項を取りまとめたので、これに基づき食育の推進に努められたい。推進に当たっては、地方農政局等及び地域センターは、所掌事務の範囲において、関係部局、管内地方公共団体及び関係団体と連携の上、必要に応じて地方農政局等及び地域センター内の関係部局からなる食育推進のための体制を整備すること。また、各地域センターの農畜産安全管理官のうち、食育の推進に係る業務の担当となる者を定めること。

#### (1) 関係事業の推進

地方農政局等は、以下のとおり、食育の関係事業を効果的かつ適切に推進すること。

##### ア 消費・安全対策交付金

###### (ア) 活用の促進

地方農政局等は、地方公共団体における消費・安全対策交付金（地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進）の活用を促進すること。また、地域の創意工夫を活かす等の観点から、これまでも運用の弾力化を図ってきたところであるが、引き続き、地方の意見を踏まえつつ対応すること。判断に迷う場合は、消費者情報官まで照会されたい。

###### (イ) 審査、交付及び評価

地方農政局等は、消費・安全対策交付金実施要綱、同実施要領及び同交付要綱に基づき、事業実施計画書の審査、交付金の交付、成果の取りまとめ及び事後評価を適切に行うこと。

###### (ウ) 優良事例の報告

地方農政局等は、(イ)に加え、管内における消費・安全対策交付金を活用した取組の優良事例（独自性、継続性又は効果性（アンケート調査等により食や農林水産業への理解増進の効果が把握されている等）で優れている取組）について、①日本型食生活の普及促進、②教育ファ

ーム等多様な体験活動の促進、③食文化の保護・継承のそれぞれについて、管内で1事例以上、都道府県等からの報告書の提出後遅滞なく、別途指示する様式によりその概要を取りまとめ、消費者情報官に報告すること。

イ その他補助事業等に関する指導・助言

地方農政局等は、必要に応じて、補助事業等の推進に必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 市区町村の食育推進計画の作成支援等

地方公共団体は、食育推進計画の作成等地域の特性を活かした食育を推進しているが、すべての都道府県で食育推進計画が作成された一方で、市区町村の食育推進計画の作成をはじめとする食育の推進状況には、地域間で差が見受けられるため、以下の点に留意して支援等を行うこと。

- ① 食育推進計画の改定作業中である都道府県、作成途中である市区町村に対しては、必要に応じて食育推進計画作成への支援を行うこと。
- ② 食育推進計画が既に作成されている地方公共団体に対しては、必要に応じて計画を推進するためのアドバイザーとしての役割を遂行すること。
- ③ 都道府県及び市町村独自の食育推進計画の作成・取組状況についての情報を収集すること。
- ④ 当該情報を踏まえ、都道府県における食育のコーディネーター役として、地域の食育の関係団体のネットワーク化を推進すること。

(3) 農林漁業体験活動の推進について

食や農林水産業の理解増進を図るため、生産の場における食育活動である教育ファーム等体験活動の取組の推進に向けて、(1)の消費・安全対策交付金を通じた取組に対する支援のほか、

- ① 各年代の国民に対する教育ファームの活用を促進する観点から、消費者、学校、企業等からの教育ファームに関する情報へのアクセスを向上するため整備された全国各地の教育ファームに関するデータベースについて、内容充実に向けた情報収集やデータベース活用の推進
- ② 教育ファームのプログラム内容の充実に向けて作成された教育ファームの運営の手引きについて、地域の食育関係者に対して、その有効な活用の働きかけを行うこと。

(4) その他

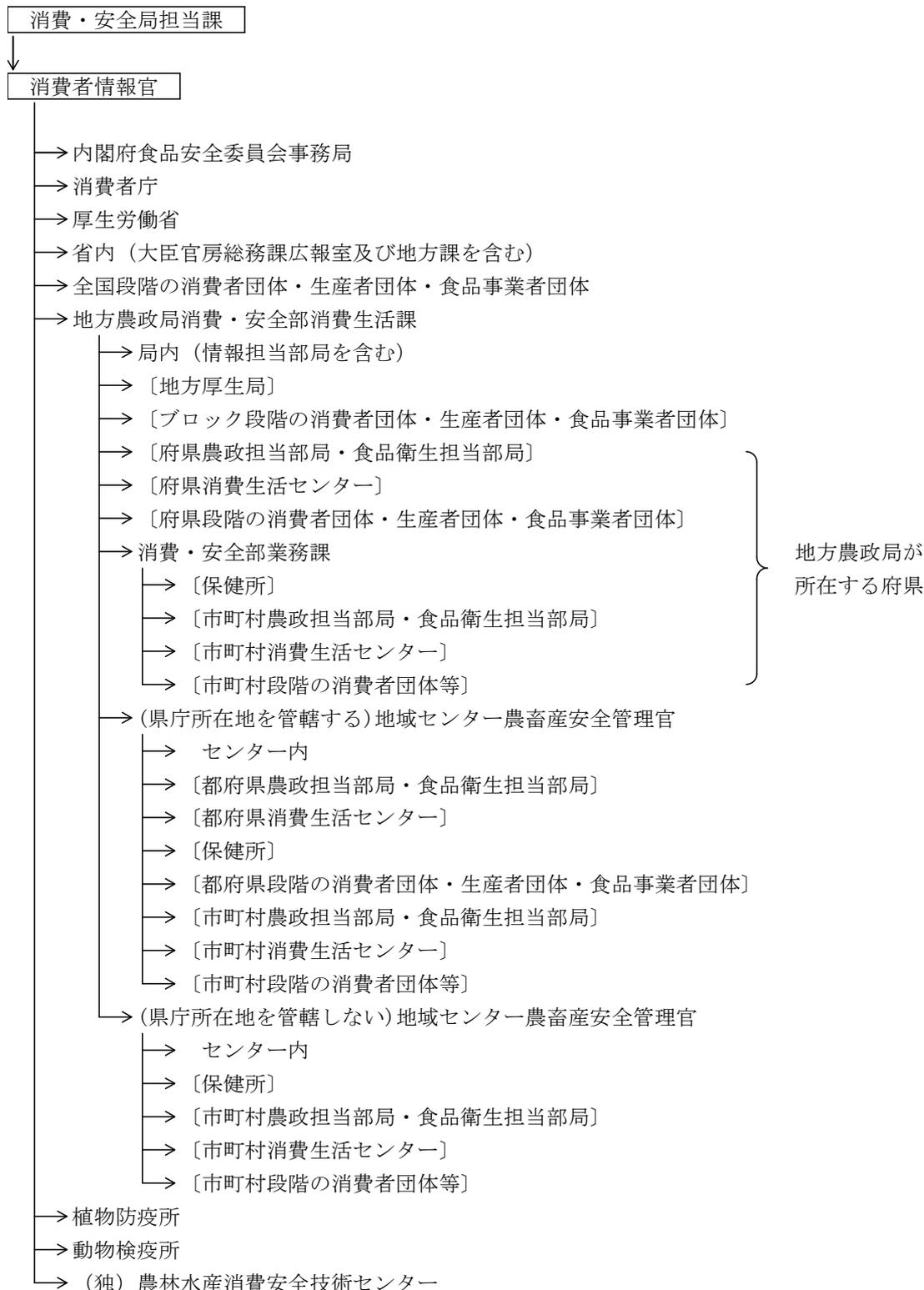
地域における食育の推進に当たり、農林漁業関係機関、農林漁業者等と地

地域の学校、保育所等との連携がますます求められている。このため、地域の関係者が効果的に出張講座を実施できるよう、地方農政局等及び地域センターは、関係者との連携を強化し、仲介機能を果たし、支援を行っていくこと。また、管内のネットワークや地方農政局等のホームページ等を通じた関係者への情報提供を行うこと。なお、地方農政局等及び地域センターが行う会合や出張講座における外部講師の選定に当たっては、客観性と中立性のある意見・情報の交換を行う観点で人選すること。

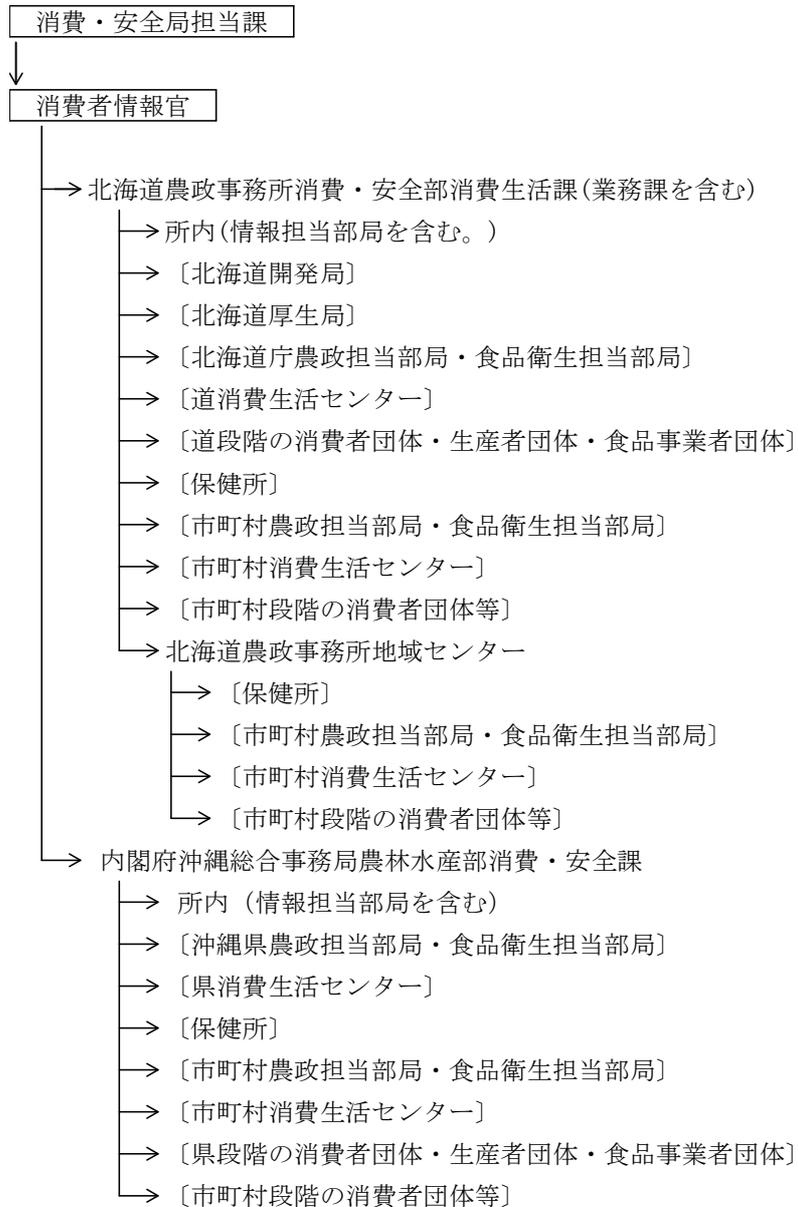
## 5 その他

- (1) 地方農政局等及び地域センターにおいては、東日本大震災への対応を優先しつつ、上記の各業務に取り組んでいただきたい。
- (2) 各業務の推進に当たっては、農林水産省における情報セキュリティ対策の周知、規則等の遵守の徹底をお願いする。
- (3) 消費者情報官は、地方農政局等及び地域センターに対する関連情報の提供に努めることとする。

情報の提供経路①（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を除く）



## 情報の提供経路②（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局）



コミュニケーション実施状況 報告様式

【様式】コミュニケーション実施状況

① 会合形式のコミュニケーション開催実績

開催日	開催場所	主催者	参加者		農林水産省対応者		会合形態	テーマ カテゴリ	詳細テーマ ※具体的に記入	その他 (共催団体等)
			参加団体名等	参加人数	農政局	センター				

② 講師等の派遣

開催日	開催場所	主催者	参加者		農林水産省対応者		会合形態	テーマ カテゴリ	詳細テーマ ※具体的に記入	その他 (共催団体等)
			参加団体名等	参加人数	農政局	センター				

- (注1) ①「会合形式のコミュニケーション開催実績」欄には、以下に例示するものを計上することとする。  
 ・ プレスリリースなどにより周知し、多数の者に参加していただくもので、基本的に公開の意見交換会、シンポジウム、セミナー、説明会など(主催または共催)関係者間(消費者団体、市民団体など)の情報交換を主な目的として開催するもの
- ②「講師等の派遣」は、農林水産省以外の他組織が開催する会合形式のコミュニケーションに、開催者からの要請に応じて講師やパネリストを派遣する場面に記載する。
- (注2) 行政連絡会議や職員研修等は本報告に含まないこととする。
- (注3) 「会合形態」欄は、「意見交換会」、「検討会」、「説明会」、「セミナー」、「勉強会・学習会」、「その他」のいずれかを選択する。
- (注4) 「テーマカテゴリ」欄は「食品安全」「食品表示」「トレーサビリティ」「その他」のいずれかを選択する。
- (注5) 「講師等の派遣」については、「食品安全」のテーマのみ記載する。
- (注6) 「テーマカテゴリ」欄の「食品安全」は、食品安全に係るもの(ほか、家畜衛生及び植物防疫に係るテーマも含むものとする)。  
 「テーマカテゴリ」欄の「その他」には、食品安全、食育、食品表示、トレーサビリティ以外の消費・安全局の業務について計上する。  
 また、消費・安全局以外が所管する業務(例えば「産地消」等)をテーマとした場合も「その他」に計上する。
- (注7) 複数の機関で主催・共催した場合は、二重計上にならないよう主催機関のみが実績報告する。  
 例: 農政局主催で地域センター管内で開催した場合、農政局が一括で報告。
- (注8) 「その他」欄には、特筆すべき事項を記入する。
- (注9) 例: 農林水産省以外の組織と共同で開催する場合は、共催団体名等を記載。  
 テーマが「食品安全」の場合、開催報告書を開催日から1週間以内提出すること。

コミュニケーション開催報告書 様式

「〇〇〇〇（開催名）」の結果概要について

平成〇年〇月〇日

〇〇農政局

【日 時】	平成 26 年〇月〇日（曜日） 〇：〇〇～〇：〇〇	
【場 所】	会場（〇都道府県〇市町村）	
【開催者】	〇〇〇〇 ※他団体との共催等の場合はその旨を記載	
【参加者】	先方の団体名：参加者氏名 計〇名	
	当方：〇〇農政局・〇〇地域センター 氏名 ※共催する他の行政機関等があれば：〇〇県〇〇市等、氏名を記載	
<b>1 議事次第</b>		
	(1) 〇〇について説明 講師等：	〇分
	(2) 質疑応答	〇分
<b>2 概 要</b>		
	(1) 説明内容	
	● ……について、〇〇（説明者）より説明を行った。	
	(2) 質疑応答	
	● （質問者名）……という説明があったが、その原因はわかっているのか。 →（回答者名）……ということである。	
	● （質問者名）…… ということを知ったことがあるが、農林水産省の見解は？ →（回答者名）……。	
<b>3 その他</b>		
	特記事項など	